

## 平成17年度 第2回船橋市行財政改革審議会 会議録

1. 日時：平成18年1月11日（水）13：30～16：00
2. 場所：船橋市役所10階 第4委員会室
3. 出席者：委員 石井委員、大西委員、加藤委員、鳥居委員、藤田委員、武藤委員、  
本木委員  
市側 原助役、三橋企画部長、宇都企画調整課長 ほか
4. 次第：（1）船橋市財政健全化プランの改定について  
（ふなばし行政サービス改善プランについて）  
（2）その他

### 【議事】

会長： それでは本日の議事に入ります。まず事務局からご説明をお願いします。

市： （前回審議会で出された問題について、各資料を基に説明）

会長： 今の事務局の説明にご意見・ご質問はございますか。

委員： この考え方は、行政の守備範囲はどこまでか、仕分けることが念頭にあるわけですが、時代の変化により、必需的あるいは共同消費的とされるような事務事業であったとしても、行政が行わなくても民間企業あるいはNPOで対応できるようなものも出てくるわけですね。そういうものは、この座標軸ではどこに位置付けられるのでしょうか。

もう1点。共助に整理される事柄は地域で担うべきという前提があるわけですが、同じ共助と言っても、無条件に地域で背負っていける事柄もあるし、地域の中のNPOや事業者と協力しながら担える事柄もある。若干の公助があって初めて地域で担える事柄もある。この検討フローの中では、行政の守備範囲外と整理されたものは自助・共助の事柄とされているわけですが、これで全て律することができるのでしょうか。

市： 必需的かつ共同消費的な事業だからといって、必ずしも全て公助と整理されるわけではありません。また選択的、個人消費的な事業だからといって、必ずしも自助・共助と整理されるわけでもありません。各領域への分類と自助・共助・公助の分類をダイレクトに結びつけることは難しいと考えています。ただ、自助・共助・公助の仕分けを考える際の有効なツールの1つとできるのではないかと考えています。

委員： 整理の仕方としては分からないではないし、うまく整理されていると思います。点数化して評価していくとすれば、こういう方法しかないだろうなと思います。ただ、1つ1つの評価基準の共通認識を図っておかなければならないと思います。

市： ご指摘の通り、評価の精度を高める努力が必要であると考えております。

委員： 各事業の相対比較ができるように、評価基準についての判断を「はい」と「いいえ」のどちらかだけで考えるのではなく、程度問題を段階評価で考えるといいのではないかと思います。

会長： 何かヒントのようなものはありますか。

委員： 例えば、市営住宅の権利性について言えば、ないとも考えられるし、あると考えられなくもない、微妙なところだと思いました。何を権利と考えるかが問題なのかも知れませんが。

また、共同消費性の外部性を判断している4つ目の基準ですが、これも影響の及ぶ範囲の取り方によっては、答えが変わってくる可能性があるように思いました。

これらのことから段階評価で考えてはどうかと思いました。

市： 非常に複雑で難しい問題があると思いますが、検討します。

委員： 評価については最終的には行政の責任においてされることだと思います。事務局において、その精度を高める努力をしたいとされているので、それで良いのではないかと思います。その努力の中の1つではないかと思います。

会長： 市民に分かりやすく、かつ精度を高く、と非常に難しいことだと思いますが、事務局におかれましてはよろしくお願いします。

委員： このような考え方は先行して導入している自治体等があるのでしょうか、それとも船橋独自に考え出したものなのでしょうか。

それぞれの事務事業は、それぞれの価値観に基づいて進められていると思うので、このように統一的基準で点数化して評価することは難しいと思うのですが。

市： 同じような考え方で評価を試みている先行自治体には、京都市・旭川市・岸和田市等があります。事務局ではこれらの事例を参考にしつつ、必需性・共同消費性を評価する基準をどう設定するか等を中心にさらに検討を深め、素案を策定しました。

委員： このような考え方で見直しを進めていくことは、庁内に周知されているのでしょうか。総論としては理解できても、具体的に当てはめていくと納得できない点も多く出てくるように思うのですが。

市： 現在は事務局での検討段階です。

委員： 所管課で1次評価を行い、事務局で2次評価を行い、それをパブリックコメントにかけ、政策会議で決定ということで、手続き的には良いと思いますが、難しい問題についてはよくよく検討した上で、市民の理解が得られるようにして頂きたいと思います。

委員： 根本的な問題になりますが、行政の守備範囲でない事務事業というものが果たしてあるのか。もちろん、それを検証したいということなのではないでしょうか。

また、この評価による位置付けをどのような改革に結びつけようとしているのか。例えば図書館サービスは必需性が低いと判断したとしたら、蔵書数を減らすとか有料化するとかするつもりなのか。改革に結びつかない評価、位置付けであればやる意味はない。

政策判断により推進している事業も中にはあるわけです。そうしたものをこれで評価すると必需性が低いとされるかもしれないが、事業を止めることにはならないはずで、そうするとこうした評価をする意味が分からなくなる。

委員： 選択的な分野に評価された事業を行政が実施する場合には、文化の向上であ

るとか、相応の説明が求められることになるわけで、何のためにその事業を実施しているのか再確認する契機になるわけですね。政策判断か否かという問題は、この分類の後で出てくる問題だと思います。

委員： それぞれの事業はそれぞれの価値基準に基づいて進められており、必需性・共同消費性という基準だけで評価していいのか疑問です。

例えば、図書館サービスの必需性が低いと判断したらおかしいと思いませんか。

委員： 図書館の必需性ということ言えば、一緒くたに議論できなくて、子供の本の必需性と大人のビジネス書の必需性は違うわけです。図書館全体を単位に議論することは冒険なんですね。どういう種類の本の必需性が高く、どこにお金をかけなければならぬか、という議論をする必要があるわけです。例えば、ベストセラーを買い込んで貸し回しするような仕事は公共図書館がする仕事ではないわけです。それでは図書館を民間に任せてしまえばいいのかどうかは、また別の問題になりますから。博物館についても、どこにでもあるような博物館、船橋にしかない博物館、色々あると思うんですよ。その辺については丹念な切り分けをして評価していく必要があると思います。

委員： 前回審議会では、市民に痛みを求めるからには、ということで職員給与の適正化等が議論されました。今回、行革を進めるための一手法として、この評価が議論されていると思うのですが、この評価で職員給与の適正化等が図れるのでしょうか。

それから、これまで議論してきた問題に、京都市や旭川市ではどのように対応されているのか把握されていますでしょうか。

市： 事務事業見直しのためのツールで、給与の適正化を図るツールではありません。

委員： そこに焦点が絞られてしまっていて、他の大事な問題についての議論がなされていないように思われるのですが。

委員： 事務事業の見直しを図る際には何かモノサシがなければならぬだろう、そのモノサシがこれであろうということで私は理解しました。

このモノサシを使うに当たっては、市民に理解される説明ができるまでに精度を高める必要があります。

個々の具体的な事例を当てはめた後の評価についてではなく、このモノサシを共通認識にできるかが問題だと思います。

委員： モノサシの必要性は分かりますが、価値観やニーズが様々な中で、ここであげられている評価軸だけで判断していいのか疑問だ、ということです。

市： ここでの評価というのは、あくまでも第1段階の性質分類だということです。必需性と共同消費性という2つの評価軸、言わば2次元で行政が行う必然性の傾向値を判断するものに過ぎないわけです。この次の段階で、政策であるとか性質であるとか個別の事情、言わば高さとか深さも斟酌して判断していく、と考えれば良いのではないですか。全てを2次元の4つの領域で割れる訳はないので、そのように理解しています。

会長： 説得力のある説明でなるほどと思いました。

この問題については今のご説明でひとまず収束し、その他の問題について休憩後に議

論したいと思います。

～休憩～

会長： 再開いたします。

2年前に私どもが提出した意見書をもとに市の財政健全化プランが策定されたわけですが、このたび計画期間の延長という形で財政健全化プランの改定を行う予定ということですので、前回の意見書に加えて議論すべき点があれば、フリートーキングという形で進めたいと思います。何かご意見はございませんか。

委員： 計画期間を2年間延長する理由や財政健全化プランのどこをどのように改定したいのか、事務局に説明してもらおうと議論が進むと思いますが。

市： 平成17年3月に国から地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が通知され、平成21年度までの集中改革プランの策定が求められています。

船橋市の現在の財政健全化プランは19年度までの取組目標となっているので、計画期間を2年間延長して他の自治体と同様の目標年度を掲げることで、市民の方が見たときの比較のしやすさを図るものです。

前回頂いた意見書の内容は1つ1つごもっともで、現時点においてもそのまま当てはまると考えておりますので、財政健全化プランの内容については、前回意見書の内容を尊重し、若干の改定のみ行う予定です。

ただ、先の国の指針で、事務事業を見直す際のスキームの導入が助言されておりますので、事務局として検討した案をご提示し、これまでご議論頂いていたものです。

会長： 前回の意見書は尊重されるということですので、前回の意見書で触れられなかった点やさらに強調しておくべき点などについてフリートーキングで議論を進めたいと思います。

委員： 資料の中にある将来人口推計は見直しが行われているのでしょうか。

市： 平成16年度に見直したものを掲載しています。平成17年10月1日付け国勢調査の速報値と比較したところでも、誤差は極めて少ないです。

委員： 事務局が必要と考えている改定の2つのポイントのうち、事務事業の見直しを行う際のスキームについては、その是非についてこれまで議論を進めてきて、意見の集約に向かっているという理解でよろしいですか。

市： はい。

委員： 定員や給与については、努力されていると思いますが、数字を見ると、船橋はまだ余地があるように思います。是非改善して頂きたく思います。

職員の定員ももちろんですが、議員の定員も削減して頂きたく思います。

委員： 民間の経営では「入るを量りて出ざるをなす」で、帳尻を合わせなければならぬ。団塊の世代の大量退職で退職金が膨大になり、何かを削らなければならないように思われるが、大丈夫なんですか。

市： 昨年末に竹中大臣から行革に真剣に取り組むようにとの書簡がありました。市はこれを真摯に受け止めております。

昨年8月には人事院勧告が出され、給与構造改革が提案されております。その内容は、各地域の民間水準に合わせるということと能力・実績に応じた昇給体系にするということで、船橋においてもその内容について研究しており、まもなく組合に提案、交渉の上、実施していきたいと考えております。退職金についても、このことに連動して見直しを図れるものと考えています。

そのほか、退職勧奨により70人程度が早期退職に応じてくれ、退職者数および退職金の年度間の平準化が図れました。なお、退職手当については昨年条例改正し、国の制度に合わせた見直しを実施済みです。

また、退職基金積み立てを行っており、退職者数の多寡が各年度の予算編成に過大な影響を及ぼさないようにしています。

委員： 何が何でも削れという訳ではなく、民間では当然のことである「入るを量りて出ざるをなす」を行政でも基本に据えて頂きたいということです。

委員： 議論のベースになるような財政上のデータはどうなっていますか。

会長： 取りまとめ次第、各委員へ送付頂くということでよろしいですか。

市： はい。

委員： 下水道事業については使用料を適正化し、使用料収入で経費をまかなうようにして頂きたいと思います。このことについては市民にも理解を求める必要があると思います。

それから小型自動車競走事業についても、そろそろ決断する必要があると思います。

市： 小型自動車競走事業については、今年の4月から包括民間委託を進める方向で検討に入っています。委託先は、車券販売のシステムをやっている会社です。

ほかに従事員組合との話があるのと、全国に6場しかない中で浜松が止めるという話になっていたのが、船橋同様に委託ということになったようで、船橋では昨年8月から準備を進めてきたが、2ヵ月半という準備期間で大丈夫か、等まだ色々ありますが。

それと国の方でも特殊法人改革で、経産省管轄の競輪と小型自動車を合併してやるというような方針が出ています。経産省の方でも良い意味での危機感を持っているものと思います。

会長： 従業員の方々との問題は大丈夫でしょうね。

市： 全員解雇に関して団体交渉をしております。委託先の会社が雇う形になるのですが、総額が一定ですので、たくさんの方がくると1人当たりが減ることになり、なかなか着地点は見つからないですがそういう状況です。ソフトランディングしたいと思っておりますがハードランディングになるかもしれず、その辺は予断を許しません。

委員： ごみ処理や保健衛生などで市民1人当たり3万円以上かかっているわけですが、ごみの有料化ということも考えていいと思います。ごみにお金がかかることほどもったいないことはないわけで、子供たちに回してあげた方がよいと思います。たばこ税

ではないですが。

委員： ごみゼロの検討委員会でも検討されているのですが、ごみ処理においても委託と直営では何倍も経費が違うのです。現在夜間が委託で昼間が直営ということで、それなりの理由があると思いますが、やはり委託化を進めるべきであると思います。

委員： ごみの減量という意味では市民も自覚を持って協力すべきですね。

会長： 市民の自覚ということ言えば、税金のこともあります。

委員： 収納率の向上については、非常に努力されていると思います。この取組を今後も是非続けて頂きたいと思います。

市： 税源移譲で市の取り分が増える訳ですが、小口が増えて、かかる手間と対比すると効率が悪くなるのではないかとこのことを危惧しています。

会長： 意見書で述べられたことについては全て押さえられている訳ですが、計画期間の中でどのような成果が上がるのか、市民の方に分かる説得力ある表現とか数字とか、難しいと思いますが考えて頂けたらと思います。

委員： 2年前はそれほど問題になりませんでした。二つ対策のお金は市が負担するのですか。国は予算を減らそうとしているようですが。親が健在のうちがいいが、そうでなくなったら生活保護にもなりかねない訳で、由々しき問題ですね。

委員： 前回審議会の中期財政見通しでは、19年度までの数字が出ていますが、扶助費の割合はさらに上がるのではないのでしょうか。

委員： 国もそれが分かっているから地方に押し付けようとしているのでしょうか。

会長： 委員ご指摘の21年度までの中期財政見通しについてご提出頂けますか。

市： 中期財政見通しについては非常に難しい問題があります。中味について事務局で検討します。

委員： 行革は重要ですが、若い人が子育てし易い環境も整えて頂きたいと思います。扶助費の削減も必要ですが、優先順位をつけて、本当に必要なところにはつけて、夢を持てるようにして頂きたいと思います。

委員： 同感です。高齢化は仕方ないが、少子化が問題だと思います。国だけの問題ではなく、産むなら船橋、育てるなら船橋、と言われるようにしてもらいたいと思います。

会長： では、これまでの議論を踏まえて、ご提出頂ける資料についてはご提出頂き、次回は取りまとめということになります。

(日程調整)

それでは次回は2月2日の午後1時30分からということをお願いします。

本日は以上です。ありがとうございました。